

平成 30 年度第 2 回岩手県社会福祉審議会議事録

1 開催日時 平成 31 年 2 月 8 日 (金) 14 : 00 ~ 15 : 30

2 開催場所 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

3 出席者 別添出席者名簿のとおり

4 会議の内容

- (1) 児童虐待死亡事案検証報告書について
- (2) 岩手県地域福祉支援計画 (第 3 期) の策定について
- (3) 岩手県障がい者工賃向上計画の策定について
- (4) 平成 31 (2019) 年度の主要事業について

1 開 会

○中野保健福祉企画室企画課長 定刻となりましたので、ただいまから岩手県社会福祉審議会を開会いたします。

本日の御出席は、委員総数20名中15名でございまして、過半数に達しておりますので、岩手県社会福祉審議会条例第4条第3項の規定により、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、本日の会議は公開とされております。

それでは、お手元に配付しております次第に従いまして進行させていただきます。

2 保健福祉部長あいさつ

○中野保健福祉企画室企画課長 次第の2、八重樫保健福祉部長から御挨拶を申し上げます。

○八重樫保健福祉部長 県の保健福祉部長の八重樫でございます。岩手県社会福祉審議会を開催するに当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には御多忙のところお集まりいただき、厚く御礼を申し上げます。また、社会福祉の推進、東日本大震災津波及び平成28年の台風第10号災害からの復旧、復興に多大なる御支援、御協力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、県では現在、今後10年間の県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す次期総合計画となるいわて県民計画（2019～2028）の策定に取り組んでおり、県民一人一人が互いに支え合いながら幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指すこととしております。

社会福祉分野では、介護や支援が必要になっても住みなれた地域で安心して生活ができる環境づくりや安心して子供を産み育てられる環境づくりなどに取り組むこととしており、各委員の皆様におかれましても社会福祉の一層の充実に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会におきましては、今年度第1回社会福祉審議会で説明いたしました児童虐待による死亡事例検証委員会からの報告書のほか、今年度策定しております第3期岩手県地域福祉支援計画（案）、第3期岩手県障がい者工賃向上計画について報告させていただくこと

としております。

また、一昨日公表しました平成31年度当初予算案に係る平成31年度保健福祉部の主要事業についてもあわせて説明をさせていただきます。

いずれも本県の社会福祉施策を推進するために重要な事項でございますので、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴するとともに、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

3 委員長あいさつ

○中野保健福祉企画室企画課長 次第の3番、長山委員長の方から御挨拶の方をよろしくお願いたします。

○長山委員長 長山でございます。ただいま部長さんの方から説明がございましたけれども、重要な非常に多くの項目の報告事項があるということでございまして、時間は限られておりますけれども、皆様から忌憚のない御意見、御提言等をいただければありがたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○中野保健福祉企画室企画課長 ありがとうございます。

以後の進行につきましては、審議会条例第3条第1項の規定により、委員長が会議の議長となることとされておりますので、長山委員長の方にお願をいたします。

4 議事録署名委員の指名

○長山委員長 それでは、次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。

次第の4、議事録署名委員の指名ということでございますが、審議会の運営規定の第5条2項の規定によりまして、私の方から御指名申し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

つきましては、小田祐士委員、鎌田哲子委員を御指名申し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

5 報告事項

(1) 児童虐待死亡事案検証報告書について

(2) 岩手県地域福祉支援計画（第3期）の策定について

(3) 岩手県障がい者工賃向上計画の策定について

(4) 平成31（2019）年度の主要事業について

○長山委員長 それでは、次第の5、報告事項に入ります。

項目毎に質問、意見の時間を設けることといたします。

それでは初めに、児童虐待死亡事案検証報告書について門脇総括課長の方から説明をお願いいたします。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 子ども子育て支援課の門脇でございます。皆様には大変お世話になってございます。

児童虐待による死亡事例検証報告書について御説明をさせていただきます。資料につきましては、資料1-1、A3判でございますが、児童虐待による死亡事例検証報告書、概要版と記載しているものでございます。あわせて資料1-2でございますが、児童虐待による死亡事例検証報告書、こちらは本文でございます。この2つの資料により御説明をさせていただきます。

初めに、本検証報告書作成の経緯等についてでございますが、資料1-2の報告書本文をお開きいただきまして、1ページを御覧いただければと思います。1ページでございます。1の「はじめに」とございますが、ここの3段落目でございますが、児童虐待の防止等に関する法律の規定によりまして、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例につきましては検証を行うことされてございますが、本県におきましては岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会において検証を行い、再発防止に向けての提言を取りまとめていただきまして、本報告書の作成に至ったものでございます。

次に、御覧いただいている報告書本文の19ページ、最後のページでございますが、19ページを御覧いただければと思います。検証を行っていただきましたのは、本日御出席いただいております田口児童福祉専門分科会会長、米田委員、本日は御欠席でございますが、姉帯委員の3名の委員、そして臨時委員といたしまして、名簿に記載のとおり4名の先生方に御協力をいただいたところでございます。

検証の経過につきましては、同じ資料19ページ中ほどに記載のとおりでございますが、昨年8月27日の第1回から本年1月29日までの4回にわたる措置部会を開催いたしましたほか、12月には市の直接の担当職員への現地でのヒアリングなどを行っていただきました。

次に、事例の概要と当該事例についての課題、問題点、再発防止に向けた取組の提言についてでございますが、報告書本文の内容を資料1—1の概要の方にまとめてございますので、そちらのA3判の大きい資料でございますけれども、こちらで説明をさせていただきます。

2点お断りさせていただきたいと思いますが、本報告書につきましては特定の組織あるいは個人の責任を追及するものではなく、あくまでも今後の再発防止策を広く検討し、御提言をいただいたものでございますので、一部にはAですとかBですとか、アルファベット表記としていたるところがございますが、御了承いただければと思います。

それでは、説明させていただきます。まず、上段の事例の概要と家族状況についてでございますが、平成30年、昨年4月、A市と表記してございますが、これは北上市でございます。におきまして、当時1歳9カ月の子供がネグレクトにより全身機能障害で死亡したという事例でございます。いずれも20代前半の若い両親と子供の3人世帯で、市営住宅で生活しておりましたが、昨年2月に母親がこの世帯を離れてからは父親と子供の2人のみの暮らしが続いておりました。父親は、子供を保育施設、これは認可外保育施設でございますが、保育施設に預けまして仕事を続けておりましたが、3月末からは保育施設に子供を預けることなく、自宅に子供を1人で置いたまま仕事や遊びに出かけ、食べ物も十分に与えないまま、4月8日にこの子供が亡くなってございます。父親は、6月に保護責任者遺棄容疑で逮捕されまして、12月に裁判員裁判により懲役4年の判決を受けておりました。父親は控訴することなく刑が確定をしているものでございます。

この事例は、子供が亡くなる前、昨年2月でございますが、子供が通う保育施設から市に対しまして虐待通告が行われ、以降、市の要保護児童対策地域協議会のケースとして対応しておりましたが、市では保護者である父親とは結果的に直接面談することができず、家庭状況、生活実態等の確認ができないまま子供が亡くなってしまったという経緯がございます。この事例につきまして、児童福祉専門分科会措置部会におきまして、課題及び問題点と再発防止に向けた取組の提言を取りまとめたいただきました。

資料左側の課題・問題点の視点1から6の項目を大きな柱といたしまして、これに対応する再発防止に向けた取組の提言について、資料右側の提言1から6という形で整理をしたものでございます。

課題・問題点の視点1、子どもの安全確認についてでございます。この事例では、子供が昨年3月末までは保育施設に登園を続けておりましたことから、市では子供の安全確認がで

きているものと判断しておりましたが、保護者との面談ができず、養育環境の実態は確認ができておりませんでした。このような緊急性を判断するに当たっての判断材料、生活の実態等の情報が不足していること自体がリスクが高いものと認識をして対応する必要があるということが課題として抽出をされました。

また、その際県では市町村向けに市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアルを作成してございますが、その中で児童虐待早期発見のためのチェックリストというものを示してございます。子供本人の様子、保護者、家庭の様子などを項目化したしまして、あわせて緊急度をはかるという内容のものでございますが、これが活用されていなかったことも課題として挙げられました。

これに対応する提言1は、子どもの安全確保を最優先にした対応の徹底といたしまして、市町村、児童相談所におきましては通告早期の段階で保護者と直接面接をし、家庭での養育状況を確認すること、また県においてはケースの緊急度を判定するためのアセスメントシートの見直しを行うこと、市町村、児童相談所においては、それぞれチェックリスト等を活用して積極的に情報収集を行うべきことなどが提言をされてございます。

次に、課題・問題点の視点の2、保護者支援と介入についてでございます。この事例では、子供の1歳6カ月健診の未受診の状態が続いておりましたが、ネグレクト傾向のある親は積極的に子育て支援に関する情報を収集しようとし、そういった視点に立って、より注意して介入や支援を検討する必要があったということ、また、健診の受診勧奨に応答しない家庭につきましては、虐待のリスクが高いと認識をした上で対応する必要があったことなどが課題として挙げられました。

対応する提言2は、保護者支援と適切な介入といたしまして、県、児童相談所、市町村におきまして、ネグレクト傾向の親に対する支援として、育児に関する基本的な知識等とともに、ネグレクトに関する危険度などにつきまして繰り返し丁寧に情報提供し、周知をすべき点と、また健診未受診の家庭につきましては、受診勧奨しても受診に至らない場合には特に虐待のリスクが高いと認識をして、支援の必要性を検討すべきことなどが提言として盛り込まれてございます。

次に、課題・題点の視点3、要保護児童対策地域協議会の機能についてでございます。この事例では、市の要保護児童対策地域協議会の実務者会議におきまして子供の情報は共有されていたものの、具体的な検討には至らなかったものでございまして、要保護児童対策地域協議会における情報の整理ですとか共有、あるいは進行管理などの点でその運営状況に課題

が認められましたほか、ネグレクトの場合には重篤化する可能性も高いとの認識のもと、家庭の養育環境の早期の確認の必要性について、関係機関が共通認識を持って対応できるのかという点につきましても課題として挙げられたところでございます。

対応する提言3は、要保護児童対策地域協議会の機能強化といたしまして、市町村によっては個別ケース検討会議、実務者会議のそれぞれの機能や役割を再確認し、ケースの進行管理など運営のあり方を見直すべきこと、また県においては市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者の研修の充実などにより対応力の向上を図るべきこと、そして本検証報告書の内容については、市町村に対して周知徹底を図ることなどが提言をされてございます。

次に、課題・問題点の視点4、関係機関との連携についてでございますが、この事例では保育施設側が家庭での様子を確認してほしいと市に相談をしていたものの、市では保育施設での子供の確認を行うのみで、直接家庭の様子や子供が深刻なネグレクト状態にあったことなどを把握できていなかったという経緯がございます。これは、当該家庭への疑いにつきまして、保育施設と市との間に認識のずれが生じていたのではないかとこの問題点が挙げられました。

また、裁判の過程より、この家庭は市営住宅の家賃ですとか水道、ガス料金などを滞納してございまして、昨年1月からは水道とガスが止められていたということが明らかになりましたが、市の内部ではこれらの情報が共有をされなかったこと、また児童相談所における市町村支援の体制も十分ではなかったのではないかとこのことが課題として挙げられてございます。

対応いたします提言4は、関係機関による連携強化といたしまして、市町村においては保育施設との連携を図るため、普段から顔の見える関係づくりに努めるとともに、児童に関連する部署との連携、また外部の民間事業者などの児童の虐待等に関する情報提供の強化などにつきまして、具体的に検討を進めるべきだというようなことが盛り込まれてございます。さらに、児童相談所におきましては、市町村を支援する専任の児童福祉司の配置を含め、体制整備を図る必要があることが提言をされてございます。

次に、課題・問題点の視点5、市町村相談支援体制についてでございます。この事例では、市におきまして組織的にケースの対応方針が徹底をされていなかったことや、児童虐待相談に対応する専任の正規職員がいなかったこと、またケース対応につきまして適切に助言を行うことのできる専門性と経験を備えた職員がいなかったことなど、児童虐待への相談支援体制が十分に整理されていなかったことが課題として挙げられました。

対応する提言5は、市町村における支援体制の強化及び専門性の向上といたしまして、市町村、児童相談所におきましては、収集した情報に基づいて組織的にアセスメントを行い、適切な支援方針を策定すべきこと、また市町村におきましては、専門知識と経験を有する専任の正規職員の養成に計画的に取り組み、人事面におきましても短期間で異動を繰り返すのではなく、継続的な配置を考慮する必要があることなど、市町村の体制整備に向けまして、より踏み込んだ提言がなされているところでございます。

最後に、課題・問題点の視点6、地域全体での児童虐待防止の取組についてでございます。この事例では、市から民生児童委員への情報提供がなされず、民生児童委員のかかわりがありませんでした。民生児童委員の協力を得ることにより生活状況が把握でき、日常の見守りから異変にも気づいて、必要な介入や支援につながったのではないかというふうに考えられます。このような地域における児童虐待の早期発見、早期対応に向けた地域づくりが課題として挙げられました。

対応する提言6は、地域全体での児童虐待防止の取組推進といたしまして、市町村におきましては、民生児童委員や主任児童委員に子供の安全にかかわるできる限りの情報提供を行い、日頃から連携を図りやすい体制づくりに努め、リスクの兆候を見逃さないように地域での見守り体制の充実を図るべきこと、また地域住民への意識啓発が重要でございまして、虐待通告をして終わりということではなく、支援を要する家庭に対して、地域の住民やさまざまな団体などがそれぞれの立場で支援を展開する地域づくりを推進すべきことなど、こういったことが提言されているところでございます。

以上の本報告書の取りまとめに当たりましては、児童福祉専門分科会措置部会の委員の皆様には昨年8月から半年余りにわたりまして、それぞれの専門的な見地から、痛ましい児童虐待の再発防止に向けて熱心に検証を行っていただきました。改めて深く感謝を申し上げます。

県といたしましては、本報告書における御提言を踏まえまして、市町村、児童相談所、関係機関の皆様とこの内容をしっかりと共有いたしまして、再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えてございますので、委員の皆様にも今後とも御支援、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○長山委員長 ただいま説明がございました。これらに関しまして、皆様方から御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 岩福連の高橋でございます。教えてほしいのですけれども、資料の1—1で提言のところにアセスメントシートを見直すと、こうなっていますが、視点の1のところではチェックリストを活用していなかったと、こういうことなののですけれども、チェックリストを活用していなかったということとシートを見直すということとの関係は、これはどうなっているのか。文言が違ってきますから中身が違うのかなと思いつつ、ちょっと理解するのに苦労したということですが、まず教えていただきたい。

もう一つ、視点の4のところ、保育施設は通告というか、相談しているのですね、市の方に。相談されているようなのですけれども、その相談に的確に対応できなかったというふうなことで、提言の4では市との連携云々とか、あるいは児相との関係を書いています、児相の人員増員も含めた体制整備ということになると、ただ単なる児相の人員増員ということではなくて、きちっと児童相談所の児童福祉司の増員というふうな専門職を養成していかないと、やっぱり対応できていかないのではないのかなというふうな思いをいたしましたので、できればここは専門職名もきちっと入れた提言にされたらいかがなものかなというふうな私には思いました。

以上です。

○長山委員長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 今2点お話がございました。

1点目は、視点の1、提言1のところのチェックリストとアセスメントシートの関係でございますが、これは2つの様式、別のものでございます。チェックリストの方につきましては、その世帯の状況把握あるいは緊急度を把握するために、初期段階でこの子供さんがどういった状況にあるのか、家庭がどういった状況にあるのか、危険度はどれくらいなのかというところをチェックするリストでございます。ある意味、調査票的なものでございます。このアセスメントシートにつきましては、これは特に緊急度をはかる項目でございます、緊急に一時保護が必要なかどうかというものを判断するためのまた別なチェックシートでございます。この2つは、それぞれ別なものではございますけれども、チェックリストというところでまとめて表記をさせていただいたものでございます。

次の視点の4、提言の4のところでございますけれども、今回の事例につきましては、市との関係についてはそのとおりでございますけれども、最後に児童相談所の児童福祉司の専門の職名を入れるかどうかというところでございます。児童相談所につきましても、県に

おきましては年々体制整備を図っているところでございます。ただ、児童虐待の対応件数が年々増加をしてございまして、なかなか追いついていないところもあろうというふうに思っているところでございます。

今後とも児童相談所の専門職の増員、充実につきましては、県といたしましても取り組んでまいりたいというふうにご書いてございまして、今委員の方から御提言がございました職名といたしますか、表記につきましても検討させていただければというふうに思っております。

なお、報告書の本体につきましては、市町村の支援する児童福祉司が配属されるようにというところで記載をさせていただきますし、実は昨年国におきまして緊急総合対策が出されてございまして、この中でも児童相談所の中に、市町村を特に支援する専任の児童福祉司を配置するということが盛り込まれているところでございます。県といたしましても、そういった点を踏まえまして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○長山委員長 ただいま説明がございましたけれども、高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋委員 一番最初のアセスメントシートを見直すということは、これは全国的なシートではないのですか。県独自のシートではないような気がしますが、いかがですか。どういふふうに見直されるのか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 これは、国におきましての参考という形で示されているものではございますけれども、今回北上市におけます事案を受けまして、ネグレクトという虐待の区分での事案でございましたが、ネグレクトにつきましては、身体的虐待ですとかに比べますと、緊急度がどうしても高いというふうに認識していただけない場合がございます。このアセスメントシートなりチェックシートの中では、特に乳幼児の場合、お子さんが小さい場合につきましては、ネグレクトであっても命にかかわるような危険が高いものであるというところをこのチェックシートの中できちんと重点的にわかるような形で見直していきたいというふうに考えているところでございます。ですので、このアセスメントシートなりチェックシートにつきましては、県といたしまして取り組んでいきたいという内容でございます。

○長山委員長 よろしゅうございましょうか。

○高橋委員 はい。

○長山委員長 ありがとうございます。

そのほか。軽石委員、お願いいたします。

○軽石委員 それでは、提言はいろいろされているのですけれども、最終的には読みます

と、人と人がかかわっていかねば解決しないというふうなことに結論が結びつくのではないかと私は思っているのですけれども、まずは人員増強を含めて児童相談所の体制を整備するというふうに提言されていますし、市町村の体制強化も必要だと。あとは、主任児童委員や民生児童委員というふうにも書かれていますけれども、これは今までも当然取り組んできていることであって、それがなぜできなかったのかという、その背景が表に出されなければ、対策としてはやってくれという対策を示しただけで、具体的に地域で動けないのではないかとというふうに考えますけれども、県としてはこれらの状況をどのように把握をされて、そしてこの提言を、具体的に市町村や児童相談所をどういうふうに展開していきたいというふうに考えているのか、教えていただきたいと思います。

○長山委員長 事務局からお願いします。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 ただいま御質問、御提言がございますけれども、人と人のかかわりが重要になりますことは認識をしているところでございます。

今お話がございました児相の充実、市町村の体制の充実、さらに民生委員さんの関係、いずれにいたしましても、確かにそれぞれ児相につきましては県の関係でございますし、市町村はもちろん市町村の判断ということになりますし、民生委員さん、児童委員さんに関しましてもそれぞれの組織の考え方等もあると思います。ですので、実は本県におきましては、平成22年度に死亡事案というものがございました。その際にも検証委員会を立ち上げさせていただきまして、御提言をいただいたところでございますが、やはり関係機関との連携ですとか、体制の充実ですとか、そういったものが必要だということは提言をされているところでございます。県といたしましても市町村間含め、さまざまな機会を通じて対応をしてきたところでございますが、それぞれの事情によりましてなかなか難しいところはあろうかというふうに思います。

ですが、今回この死亡事案につきましては、措置部会さんの方におきまして、この提言をまとめていただいたということをきちんと市町村の立場の方々に説明をさせていただきまして、それぞれの市町村で取組が進むように働きかけをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、県といたしましては、先ほどもちょっと触れましたが、児童相談所の体制の整備につきましては、きちんとした数で対応してまいりたいというふうに考えてございますし、あわせて今回地域での見守りが非常に重要だということも提言をいただきましたので、特に地域の見守り、あるいは早期発見につながるような民生児童委員さん、あるいは主任児童

委員さんにもきちんとした形でお願いを申し上げて、地域の見守りの充実が図られますように県としても取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長山委員長 どうぞ。

○軽石委員 きちんと対応するというのは、これは当然のことであって、このような悲しい事件、事故が再発することのないようにするためにこれまでも仕事をされてきているのだというの、当然理解はしております。

ただ、今日は村長さんもいらっしゃいますけれども、市町村にしっかり伝えたといっても、簡単に言えば人、物、金がその背景としてなければ、具体的な体制は市町村の責任でやってくれと言われても難しいところもあるのではないかと思いますし、あと民生児童委員の皆さんの選出方法、私の地域の周りを見ても、積極的に地域づくりをやっていこうというような方をお願いしたくても引き受けてくれる人がないというのが実態ではないかと思うのですが、それらをしっかり表でというか、それらをサポートする対策というものが示されない限り、民生児童委員になって、こういう悲しい事件は、事故は起こさないようにしたい、協力したいという人も出てこないのではないかと思うのですが、それらはどうなのでしょう。

○長山委員長 いかがでしょうか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 ただいま軽石委員の方から御指摘をいただきましたが、やはり体制を整備する上ではきちっと財源等が必要になってくるというふうに思っているところでございます。

先ほどに1点つけ加えさせていただきたいと思いますが、県におきましては児童相談所の体制の充実の確認という意味で、一つ御説明させていただきたいというふうに思います。先ほど人員的な充実を図りますという話を申し上げたのですが、来年度からは児童相談所、これは福祉総合相談センターの関係でございますが、課の体制を2つに分けましてといたしますか、増やしまして、いわゆる市町村支援がきちんとした形でできるような体制を組もうというふうに考えているところが1つございます。これはお話をさせていただきたいと思います。

それからまた、民生委員さんの関係につきまして、あるいは市町村の体制につきまして、訴えただけではなかなか難しいのではないというふうなところでございますけれども、1点はスキルアップ、県といたしましても児童相談所が中心となりまして、各市町村の要保護児童対策協議会によります調整担当者の方ですとか、担当する職員の方への研修なり、その他につきましては綿密に充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

また、民生委員さんの関係につきましても、児童相談所の方で各民協さんとかを回らせていただきまして、研修の充実ということにつきましては取り組ませていただいているところでございます。さらにこういった点も充実をさせてやらせていただければと思っているところでございます。

○長山委員長 よろしゅうございましょうか。

○軽石委員 地域で守っていくのは、当然みんながやらなければならないことだと思っておりますし、私たちもそのつもりでやっているのですけれども、それから現場の方に、地域の皆さんに県も市町村と連携して、私たちのこともちゃんと見てくれて、サポートしてくれているのだなというふうに伝わらないと、幾らスキルアップしたといってもその実効性というのは高まらないと思いますので、引き続きの取組をよろしくお願いいたします。

○長山委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。田口委員。

○田口委員 すみません。今県の課長さんがお話ししたとおりなのですけれども、私も措置部会の検証委員の一人としてお話しさせていただきますけれども、各機関の共通理解がやっぱり足りなかったということがありましたし、北上と言っていいかあれですけれども、該当の市の方に託児所の方から家の様子を見てきてほしいと言ったのが、ちょっとそこがうまく伝わってなくて、子供さんを確認しただけだったというふうなところからさまざまな悪条件が重なってしまって、市の方では何度も電話連絡をしたけれども、そちらは知らない番号だったので出なかった。それから、家庭訪問も何回もしたけれども、お父さんに会うことはできなかったというふうなことがありまして、保育所に、託児所に通っているので大丈夫だというふうな安心感があったようですけれども、そこをきちっと確認しておけば、こういう事態にはならなかったなということでしたし、3月までは園の方に通っていたのですが、4月になって年度がわりでしたので、市の方ではそのまんま託児所に通っていたと思っていたようですし、託児所の方では認可保育所に入ったのかなと思っていた認識のずれがあったようでしたので、それで中身の問題としては、関係機関の連携を本当に密に、このことを反省いたしまして、関係機関の連携を密にすることはもっともなことですが、それぞれの部署が間違いのない判断のもとに役割をきっちり果たしていかなければならないなど。県の方にだけああしてほしい、こうしてほしいというのでは、やっぱりこれは解決しないので、県から指導を受けたことをきっちり私たち現場の者が守ってそれぞれの役割を果たしていかなければ、再発防止はできないのかもしれないなというふうなことを考えております。

以上、いろいろと御指導ありがとうございます。

○長山委員長 ありがとうございます。

そのほか、小田委員、お願いします。

○小田委員 町村会からの小田でございます。先ほど軽石委員、若干ちょっと振られたような気がしまして、一言しゃべらなければいけないなと思っていました。

まず、今報道されている他県の事例は、非常に悲しい事件が起きたなと思っていますが、我々の世代から考えるとあり得ない、自分の子供に対してあり得ないと思いますが、基本は心の教育そのものができてこなかったという、そういう教育論みたいなものがあると思っています。時間はかかるのですけれども、その辺のところはしっかりやっていかなければならないのが1つです。

また、現実的な話になると、民生児童委員さん、非常に業務が多くなっています。どんどん、どんどん増えて、増えることによって人を探すことも難しくなっている。そういう方々は、またいろんな別の役割をしているというふうなことで、業務が増え過ぎて重圧になってきている。今のシステムの中では、受ける人もだんだんなくなるとなっています。それを解消する手だてをしっかりと考えていかなければならないというのと、あとはしっかりと職務と申しますか、しっかりした賃金を支払いして、それを専門に動く、そういうふうな職務環境、財政の面でしっかりと支援してやっっていかなないとなかなか難しいなというふうに思っています。

もう一つ、コミュニティがどんどん崩壊してきて地域の中での交流が、我々、私は野田村ですけれども、村の中でも変わってきていると。さらにはこの度の津波でみんな高台に行ったりですとか、地域内交流は非常に少なくなっていると。以前のような地域内の交流をすれば、子供の状況であったり、家庭の状況ってわかるのですけれども、それがわからないという残念な状況が実際に出てきていると。その辺の部分を見ると、これは保健福祉部ですけれども、教育委員会だったり、地域づくりの担当課であったり、縦割りではなくて、そういうふうなところが一緒になって、しっかりそれぞれの部分を組み合わせながらトータルでやっっていかなないと解決できないというふうに思っています。

小さい自治体はいいのですけれども、大きくなればなるほどそれは難しくなるので、そういう仕組みをつくっていかないと、根本的なところはいかないのかなというふうに思っています。

いずれにしても、我々自治体は自治体なりの活動をしていきますけれども、そういうふう

なことをお互いに意見交換しながらやっていくつもりです。

以上です。

○長山委員長 ありがとうございます。

そのほか何かございますか。どうぞ、桐田委員。

○桐田委員 先ほどから今回の事件に基づいて関係機関の強化というお話がありました。

1つお願いしたいのは、関係機関の強化の中でも見落とされがちな市町村間の連携というのが必要なと。他県の事案を見ると転居に伴って、これまで県がしていたのだけれども、情報がつい切れて事件が起こるということをしばしば耳にするような感じがいたします。そういう観点からも、当該の家庭が他県とかほかの市町村に移った場合でも、そういった情報がきちんと申し送りされるようなことを徹底するということがまず大事ではないのかなというふうに思います。これがまず1点です。

それから、もう一つは、小さい子供さんたちを預かる保育園ですとか幼稚園とか、そういったところにも社会福祉的な専門の職員が、常勤というわけにはいかないかもしれない、難しいかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーのような形で、保育園とか幼稚園とかそういったところにもそういった専門的なことというか、いわゆるつなぎ役ができるような専門職を何とか配置していただければ、少し解決するのではないかなというふうに思います。

以上です。

○長山委員長 ありがとうございます。

今さまざまな御提言が出されております。そのほか何か皆さんの方、ございますでしょうか。

(「なし」の声)

○長山委員長 この件に関しましては、また後で、もし何かあればいただくこととして、この報告につきましては一応終わりたいと思います。

続いて、2番目の岩手県地域福祉支援計画(第3期)の策定について、菊池総括課長の方からお願いいたします。

○菊池地域福祉課総括課長 地域福祉課総括課長の菊池でございます。皆さんには地域福祉の推進に御尽力をいただきまして大変ありがとうございます。では、着席をして説明させていただきます。

資料の2-1でございます。岩手県地域福祉支援計画《第3期》(案)の概要についてで

ございます。この関係につきましては、今年度、一度概要を御説明しておりますが、改めてお話をさせていただきたいと思っております。

1の計画策定の趣旨であります。県では平成21年3月に岩手県地域福祉支援計画を策定しまして、「互いに認め合い、共に支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念といたしまして、地域福祉の推進に取り組んできたところであります。この間、平成26年3月に第2期計画を策定しているところであります。その間も人口減少や高齢化の進行等によりまして地域の相互扶助の方が弱体化するとともに、子供の貧困、ダブルケアなど地域住民が抱える課題や福祉ニーズは多様化、複合化をしてきているところであります。

それから、被災地におきましては、中長期的な見守り支援体制の充実や新たな福祉コミュニティづくりが求められております。また、国におきましては地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障がい者などを包括的に支援するための体制づくり、それから住民主体の相互に支え合う地域づくりの取組が進められております。

こうした状況の変化等を踏まえまして、ソーシャル・インクルージョンに基づいた地域社会の実現を目指しまして、岩手らしい地域福祉を推進するための第3期計画を策定するものでございます。

2の計画の位置づけにつきましては、県の地域福祉推進の理念、基本方針を示すとともに、市町村地域福祉計画の達成に向けて支援をする計画、県民、地域団体等が取り組むべき基本的方向を示す計画であります。

それから、新しいいわて県民計画のもと、福祉の他の領域別計画、それから県社協さんの活動計画と連携しながら、地域福祉の総合的な推進を図る計画でございます。

3の計画期間は、平成31年度から35年度までの5カ年となっております。

それから、4の地域福祉を取り巻く状況のうち、資料の真ん中ですがけれども、市町村地域福祉計画の策定状況については、平成29年度末で33市町村のうち28市町村で策定済みとなっております。残りの市町村につきましても、今年度策定に着手をしているところもございませぬので、さらに策定が進むものと考えております。

なお、市町村の計画策定は、現在法令上は市町村の努力義務となっているところであります。

5の計画の基本的考え方の基本理念につきましては、いわて県民計画が幸福をキーワードとしておりますことから、これまでの理念に「幸福を実感できる」を加えてつくりたいと考えておりますし、基本方針についてはこれまで同様、ソーシャル・インクルージョンに基づ

いた地域社会の実現としております。施策等の基本方向については後で触れますが、この5項目としております。

一番下の策定経過につきましては、県の地域福祉推進協議会におきまして学識経験者の方などから意見を聞くとともに、パブリックコメント、それから圏域の計画説明会等を実施いたしまして、意見を聞きながら策定を進めているところでございます。

資料の2-2に参りまして、施策の基本方向の(案)であります。これにつきましては、国からガイドラインが示されておきまして、これに基づいて新たな項目を設定するなどしているところであります。

1の市町村の体制づくりについては、(2)が新項目でありまして、包括的な支援体制の整備に向けた支援ということで、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するため、多機関の連携による総合相談窓口の設置やアウトリーチの支援など、市町村における包括的な支援体制づくりを支援してまいりますとしております。今回特にアウトリーチによる支援、出向いて手を差し伸べていくというようなことを明記したところであります。

2の福祉を支える人づくりにつきましては、(1)の地域福祉を担う人材の育成として地域福祉活動コーディネーターなどの確保、育成を図っていくとしております。

3の福祉サービス提供の仕組みづくりにつきましては、(1)が先ほどの1の(2)と連動いたしますが、地域トータルケアシステムの構築といたしまして、住民が身近なところで気軽に相談でき、高齢、障がい、児童などのサービスがインフォーマルな支援を含め、インフォーマルなサービスというのは住民などによる日常生活支援のことでありますが、こうしたものが地域で総合的に提供されるシステムの構築を促進するとしております。

それから、(2)と(3)は福祉サービスの関係を記載しておりますが、これらの地域住民の生活を支えるサービスとして各種の福祉サービスが重要ということでありますので、本計画に盛り込むものであります。この部分は、高齢、障がい、子供など県の各種福祉計画から主要なもの等を記載しているというものであります。

(4)の誰もが安心して生活できる地域づくりは、一番最後の自殺対策の推進を新規としておりますが、地域においてリスクのある方への支援を行っていくという視点で記載するものでありますが、これも県の関係する計画からポイントを記載していくというものであります。

右に参りまして、(5)が権利擁護の推進、これも新規ですけれども、地域生活の中で、虐待防止であったり、成年後見制度の利用といったものも重要な視点でありますので、記載を

しているというものであります。主な取組のところに新規と2つありますが、これも各福祉計画で記載をされているところでもありますので、それら計画からポイントを記載しているということでもあります。

4の福祉でまちづくりの(1)、住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくりといたしまして、これは福祉サービスの対象にならないようないろいろな内容、ごみ出しであったり、雪かき、そういった地域連携支援を必要とする方々のそういう日常生活を住民参加により支援をする、住民が主体となったまちづくりを進めていくというものであります。その支援といたしまして、ポツの2つ目に地域福祉活動コーディネーターの活動促進、育成を県の方でしているということでもあります。

(2)の多様な主体による地域福祉の取組については、社会福祉法人の地域貢献活動など、企業なども含めて社会貢献活動の促進を図るというものでありまして、特に社会福祉法人につきましても社会福祉法の改正により、地域における公益的な取組が社会福祉法人の責任として位置づけられたところでありまして、こうしたところを推進していきたいということでもあります。

最後の項目、5の被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援については、(1)が被災者の安心の確保と生活支援ということで、市町村や社会福祉協議会等、関係機関、団体と連携をしまして、被災者の中長期的な見守り支援体制の充実を促進していくこと、それから(2)が新たな福祉コミュニティの形成支援ということで、新たな生活環境においても住民同士がともに支え合いながら、安心して暮らすため新たなコミュニティづくりを支援しますとしております。現在文言の整理等を行っているところでありまして、3月に向けて仕上げていきたいと考えております。

この資料にもあります地域福祉推進に係る事例をたくさん載せまして、市町村の取組の参考となるように支援をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○長山委員長 ありがとうございます。

ただいま支援計画について説明がございました。皆様方の方から何か御質問等がありましたらお願いします。

よろしく申し上げます。

○藤井委員 身体障害者福祉協会の藤井でございます。最近障がい者の差別解消法を取り巻いて、さまざまな議論が私のところにまとまって来るのですが、今お話しになった福祉まち

づくりの中での社会福祉法人の枠について、実は岩手県社会福祉協会と33市町村の社会福祉協議会、これは上部団体と下部組織ではないのですよね。一つ一つ独立した社会福祉法人ですよね。ですから、今市町村社協、それから県の社協との情報交換等、そうしたお話がございましたが、これらの組織体制、それから連絡体制というのですか、これは今後どうやっていかれるのか。

それともう一つ、ここにユニバーサルデザインの普及促進とあるのですが、現在来年の東京オリンピック・パラリンピックを目指して、東京2020ユニバーサルデザインの推進というのを内閣府が大々的に旗を上げてやっているわけです。私どものところにも日本身体障害者団体連合会の方からいろいろな情報が来るのですけれども、確かに内閣府に行っている東京2020ユニバーサルデザインの推進については、東京で終わるわけではないと、これを全国展開しよう。それから、2020で終わるのではなく、未来永劫につなげて、ユニバーサルデザインを全国的に広げていくのだと、こういうお話があるのですが、しかし具体的に聞いてみますと、やっぱり2020までだと、尻切れトンボなのではないかと、こういうことが伝えられます。そういうことのないように私たちも取り組んでいかなければならないのですが、ここからは私の意見なのですけれども、実は障害者差別解消法、いわゆる障がい者の権利条約を国連で決まってから国内で批准するために、虐待防止法も含めてさまざまな法律が整備されて、一昨年の障害者差別解消法の公布によって、いずれ批准になったわけです。問題は、この障害者差別解消法なるものが国の基準としては決まったと、よく言われる合理的配慮だとか、なかなかわかっておられないような。ですから、岩手県には既に東日本大震災のときに共生条例とよく言われている、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例が既に公布されているわけです。ですから、国で決めた障害者差別解消法、これは障がい者に限らないと思うのです。女性もそうですし、子供のこともそうですし、いわゆる生活弱者に対するさまざまな形での改善というのは、まさにユニバーサルデザインだと思うのですが、やっぱり国で決めた一つの方針、塊と、岩手県は岩手県としてそれをどう肉づけしていくか。さらに、岩手県は北海道を除けば全国一広い県とっておりますので、沿岸地域から西和賀の豪雪地帯まで地域によっても高い、いわゆる合理的配慮の内容というのは全部変わってくると思うのです。ですから、障害者差別解消法を一つの課題として取り上げて私たちは取り組んでいきたいと思っておりますけれども、市町村別の条例をつくらう、市町村毎の、要は差別と感ずると思うのです。地理的条件なり人的条件なり、それをそれぞれ市町村に働きかけて市町村条例をつくっていかうという取組をやりたいなと思っております。

ですから、地域福祉支援計画の今言った県としての方針、それをたたき台にして市町村でもつくっていただろうと思いますけれども、そういうときに今言ったような目的意識を持った形で条例化を進めていってもらいたいなというふうなことを考えます。

せんだって手話言語の条例化、これについての意見書をまとめられましたけれども、当然既に25都道府県で条例化は終わっておりますから、岩手でも当然条例化することはすばらしいことだと思いますけれども、それをどう展開していくかについても、具体的に定着させるための政策をそれぞれ各団体の意見を取りまとめて、前向きに取り組んでいただければと思います。

何回も言いますが、ユニバーサルデザインの普及促進も、一つの東京周辺のユニバーサルデザインと合わせることなく全国展開していくためには、岩手県は岩手県なりの一つの具体策をつくって、2020で終わらせないで、やはり取り組んでいくということになろうと思いますけれども、それぞれの団体でもいろんな意見を取りまとめながら進めると思いますので、ぜひこれからも意見交換をやらせていただければと思います。

ちょっと取りとめのない話になって恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○長山委員長 ありがとうございます。事務局の方で何かございますか。

○菊池地域福祉課総括課長 御意見ありがとうございます。

県社協と市町村社協の関係ということでございますが、委員おっしゃられるとおり、それらは別個の人格ということで、直接の組織とかそういう関係はございませんけれども、やはり同じ目的を持って設立をし、活動しているということで、お互い意見を交換、情報交換しながら進めていると思いますけれども、今後もより連携をとって地域福祉の推進に当たっていただければと思っております。

それから、ユニバーサルデザインの普及につきまして、県でも毎年フォーラムであったり講演会をやっております。盛岡だけではなくて、地域に出向いてそういったこともやっておりますので、それから東京の大会以降も引き続き取り組んでいかなければならないと思っておりますし、ひとにやさしいまちづくり条例というのがあって、その中で各自治体と連携して、いろいろその普及にも取り組んでおりますので、岩手県独自のところの推進指針の中には織り込んでおりますので、そういったところも視野に入れて連携して取り組んでいきたいと思っております。

○長山委員長 よろしゅうございましょうか。

○藤井委員 ちょっと一つの事例で。よろしいですか。実は、震災を契機に県から委託事業

として、県社協の中で障がい者が災害に遭った時の手引書をつくったのです。これは当時、私が聞いている範囲では7万5,000部ぐらいつくって、今日は私持ってきていませんが、お願いカードと一緒につくったのです。ところが、これは県社協から市町村社協を通して全ての障がい者に行き渡っているはずですが、具体的な説明はほとんどなされていないのです、残念ながら。これは、障がい者団体で聞いてもです。ですから、いまだにせっかくつくったものがどう生きているのか。これは、県社協で一定の予算の中でつくる、それは非常にすばらしい内容、私もその委員に入っていましたから、自画自賛になるのですが、なかなかすばらしい内容だとは思っています。もちろんこれから補強はしていかなければならないと思いますけれども、あれの運用についてもせっかくつくったものですから、そういうふうに県社協と市町村社協の間で一つの方針が決まったら、やっぱりある程度周知徹底していただく、それをまたフォローアップしていくということもぜひ今後ともよろしく願いをいたしたいと思います。

○長山委員長 ありがとうございます。私も県社協にはかかわっているものですから、ちょっと耳の痛い話でございますけれども、いずれ市町村の社協の方と、それから県の社協の方の事業を進めるに当たって、車の両輪ではないですが、一緒に仕事をさせていただくという姿勢にはこれからも注意したいというふうに思っております。ありがとうございます。

では、祖父江委員、お願いします。

○祖父江委員 岩手医大の祖父江といいます。最初に、児童虐待死亡事案検証報告書を議論なされたというところでございますが、これは非常に痛ましい事件なのですが、実はこのようにして亡くなられた方以外に、要するに児相も含めて対象になったような方々がもっと多いのです。そういう方々が幸いにして、こういう事案にならずに済んでいるという方々、つまり幼少期にネグレクトを受けたとかいろんなことを受けた方々が、実は思春期以降に精神疾患になるというケースはかなり多いです。先ほども述べたように、例えば資料2-2の自殺対策の推進というのを掲げられておるのですが、こういうことも結局は幼少の頃にそういうダメージを受けた方がその後という、このケースはかなりあるのです。そういう意味合いで、今後とも児相の相談対象案件を含めて、どこまでどうフォローしていくかということも含めて今後御検討いただければありがたいと思うのです。

それは、将来的には病気ということまでつながる問題ではありますが、それ以前のところで何らかの対応がとれるのではないかということもございますので、その辺を含めて今後の課題として御検討いただければありがたいというふうに思います。

○長山委員長 ありがとうございます。今の自殺を含めた、あるいは虐待を含めた関連の内容について御検討いただきたいという御提言だったと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。高橋委員。

○高橋委員 9ページからデータで見た実態が示されているわけですが、今のお話の関係でいいますと、例えば13ページの児童虐待処理件数の推移というのがあります。これは、国の推移が載っているわけですが、ほかのところも国の部分、県の部分、いろいろあるわけですが、これについても県の状態がどうなっているのかというようなこともどこかにあるのかなと思って探しているのですが、ちょっと見つけかねていますけれども、そういうのもあった方が、県の実態もあった方が、これは国の状態がいいですか、厚労省と書いていますから。これも必要なのではないのかなというような思いで見えていました。だから、4ページの下から4行目ですが、これはミスプリントではないのかな。全くの打ち間違いかなと思いますが。以上です。

○長山委員長 菊池総括課長。

○菊池地域福祉課総括課長 13ページの児童虐待の件数につきましては、申しわけありません、これは国に報告をしたデータということで厚労省と書いていますが、県のデータでございます。すみません。明記するようにいたしますし、それから先ほどの部分は申しわけございません。明らかに誤りであります。

○長山委員長 よろしゅうございますか。

○高橋委員 はい。

○長山委員長 それでは、今貴重な御提言をいただきましたので、修正方あるいは検討方お願いしたいと思います。

そのほか、皆さんの方で。小田委員、お願いします。

○小田委員 それでは2つです。農福連携、この名がよく言われますけれども、これは本当に地域が存続しているということも含めて非常に重要だと思います。ただ、なかなか小さい自治体では動けない部分もあるので、その辺のところでは県の御協力をお願いしたい。ぜひいろんなところに実際に入って農福連携が実際的に動いていくような形をつくっていただきたい、これが1つ、お願いです。

それから、5番の被災地の、この被災地のくくり方も、我々の沿岸部は実際に津波が来ました。内陸部でも被災した方々が内陸の方に移動したり、また一時期は内陸の方にも物がなかったり、被災地というくくりがどうなのかなというのは非常に当初から疑問なのです。

が、それはそれとして、実は、国の方のある機関では、被災者のくくりは証明書があった者と、罹災証明を持っている者ということなのです。ところが、罹災証明を持っていない被災者はたくさんいるのです。目の前で仲間が亡くなった、親戚が亡くなった、という心の被災者がすごく多いです。特に、流れなかった方々の方が、流れなくてごめん、そういうふうなつらい思いをしているのです。沿岸部全てがそうなのではないですけれども、そのくりに非常に抵抗があるのです。というのは、事業をやるときに被災者を対象にした事業です。要するに罹災証明を持っていない方が参加している事業は、被災者対象ではありませんと言うのです。被災者の人数分だけが被災者対象です。これは、県は多分そう思っていないと思いますけれども、国の方がそのような考えあるもので、そこについては一緒になっているのです。国の方にしっかりと手を挙げていかなければ、心の被災者側の支援ができなくなってしまいます。もう既に31年ぐらいからかなり絞られます。非常に厳しい状況でありますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

○長山委員長 2点ありましたけれども、事務局、何かございますでしょうか。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 障がい保健福祉課でございます。御意見ありがとうございます。

農福連携につきましては、本庁では私ども障がい保健福祉課と農林水産部で連携して取り組んでおりますし、広域振興局においても取り組んでいるところがかかなり多数ございまして、そういったところとも連携をしながら、振興局管内の市町村さん、あるいは管内の就労支援事業所さん等々とも連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○長山委員長 被災地あるいは被災者の問題については、何かございますでしょうか。

○菊池地域福祉課総括課長 御提言をいただいたことにつきましては、私たちもしっかり現地の声として受けとめていきたいと思ひます。

○長山委員長 あと、私も社会福祉協議会の方で農福連携のための職員、県の方からの予算をいただいて、4人かな、3人かな、専門に農福連携を進めるということで、たしか去年活動を始めております。これは、福祉施設の方の従事者が将来的に提携する、あるいは生計を立てていくために、さまざま農業の仕事もかなり携わってきたという経緯がございまして、県の方でも改めてこういった農業と福祉を結びつけた活動というようなものに取り組んでまいります。かなり各地域でもってその方向にございしますので、ぜひ皆様方の方にも御支援をいただきたいと思ひます。

例えば作業で生産されたものをマルシェという形で一般の方々にも購入していただくとか、あるいは農家の方で人手不足の際にもいろんな形で相互支援するというようなことも始まっておりまして、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

なお、今農福がメインになっておりますけれども、これが林業の方だったり、あるいは商店の方だったり、あるいは一般の企業の方でも一緒にやれるものがないかというようなことも模索するということが、今後の課題でございますけれども、そういうふうに進めたいなというふうに思っております。かなり人手が不足しているということで、あるいは障がい者の方も職を求めているという状況でございますので、またさらに検討を進めていきたいというふうに思っております。市町村、あるいはいろんな形で企業の方でも御協力をお願いしたいなということでございます。

よろしゅうございましょうか、今の件は。

(「はい」の声)

○長山委員長 ありがとうございます。

続きまして、障がい者工賃向上計画の策定についてをお願いいたします。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 障がい保健福祉課の山崎でございます。委員の皆様には障がい者施策の推進に御協力いただきまして感謝申し上げ、どうもありがとうございます。

私から第3期岩手県障がい者工賃向上計画について御説明申し上げます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

資料は3-1と3-2がございますが、3-2は本編でございまして、3-1は概要版ということになります。本日は、3-1の概要版で説明させていただきます。3-1をお開き願います。全体が3列の表になってございますけれども、まず左側の列からでございます。計画策定までの経緯ということで、国の指針とございますが、「都道府県及び就労継続支援B型事業所は3年毎に、工賃引上げを図るための目標や目標達成に向けた取組方法を定めた「工賃向上計画」を策定すること」となっております。これを踏まえましてこれまでも計画を策定してまいりましたが、これまでの計画策定状況が下の表のとおりでございます。

これを受けまして県におきましては、これまでの工賃実績などを勘案しながら、県としての基本的な指針を策定いたしまして、これを事業所さんにお示ししまして、事業所において工賃向上計画を策定するように依頼したところでございます。

一方で、県としましても、ここに記載してございますが、岩手県障がい者工賃向上計画策

定・推進委員会という委員会を2回にわたって開催いたしまして、工賃向上計画について検討をいたしまして、この2回の検討を経て計画策定になるというところでございます。

その下の策定の趣旨等でございますけれども、目的としましては、障がい者の方々が地域の人たちとともに支え合う仲間として、生き生きと暮らし、幸福を実感できる社会を実現するために工賃引き上げを図るための基本的な考え方や取組方法を明らかにするというのが目的となっております。計画期間は3カ年ということで、対象事業所はここに記載してございます①、②のいずれかに該当する事業所ということになります。

次に、真ん中の列にお移りいただきたいと思います。②の第2期計画、前の計画の取組と実績でございます。箱の半分より下を御覧いただきたいのですが、主な実施事業の取組実績ということで、柱として4つございまして、県が率先して事業所の商品や役務を調達する官公需の発注促進、これが1つ目。

それから、複数の事業所における受注の調整などを行います共同受注センターの利用促進、これが2つ目の柱でございます。

それから、3つ目の柱が沿岸被災地にございます事業所を支援するいわて障がい者就労支援振興センターの設置、運営、これが3つ目でございます。

それから、最後、4つ目が工賃引き上げに係るノウハウの共有などを目的として開催する工賃引上げ支援セミナーということでございます。こうした取組をしまいいりまして、上の表の実績でございますが、計画最終年度の平成29年度を御覧いただきますと、月額については目標額2万円に対して1万8,982円ということで、90%以上にはなっておりますが、達成率94.9%ということで、100%にわずかながら及ばなかったところでございます。時間額につきましても、目標額220円に対して実績額は219円ということで、達成率は99.5%というふうになってございます。

このような実績を踏まえまして、③でございますが、課題と支援策ということでございまして、現状でありますとか目標工賃の前の計画期間の達成状況、あるいは事業所さんのニーズなどを分析いたしまして、その上で矢印の下、今後の支援の方向性でございますけれども、新規開設事業所に対する支援でありますとか、官公需の発注促進や民間企業への発注の呼びかけの強化、あるいは商品のブランド化といったところを今後の方向性として定めたというところでございます。

右側の列にお移りいただきたいと思います。④、第3期計画の目標工賃でございますけれども、事業所さんから提出がありました工賃向上計画に記載の工賃額を積み上げまして、そ

の平均値をとった上で、月額につきましては、計画期間の最終年度である平成32年度、2020年度において2万230円を目標とすると、それから時間額につきましては237円を目標とするというような目標工賃額の設定としたというところでございます。

その下の丸は各機関の役割でございますけれども、県におきましては、これまでどおり官公需の発注促進でありますとか、さらには民間企業への発注の働きかけをより一層強化するという役割がございますし、市町村においては事業所への必要な支援のほか、同じく官公需の発注促進を積極的に進めていくといったことがございます。

それから、各事業所においては事業所を挙げて工賃向上に取り組んでいくといったような形で、関係機関が連携して施策を推進するというようにしております。

⑥の具体的な取組内容でございますけれども、一番最初の官公需の発注促進から4つ目の工賃引上げ支援セミナーの開催までは、柱といたしましては第2期の計画と同じでございます。この4つの柱につきましては事業所のニーズもございますので、引き続き取組を強化していくということでございます。

それから、最後、5つ目でございますけれども、先ほどタイムリーに話題となりました農福連携に対する総合的な支援の実施ということで、農林水産分野での就労や作業の受注を促進するために、事業所と農林水産業者さんとのマッチング支援でありますとか、農福連携により生産された生産物あるいは加工品などの付加価値を高めるブランド化の推進などを通じまして、工賃の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

このような形で、計画最終年度でございます平成32年度、2020年度におきましては、④で定めました目標工賃額を達成できるように取組を評価しているということにしております。

以上で説明を終了させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○長山委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして意見、御提言等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声)

○長山委員長 それでは、また何かございましたら最後に御質問等をいただければというふうに思います。

次に、第4の平成31(2019)年度の主要事業について、高橋副部長の方から説明をお願いいたします。

○高橋副部長兼保健福祉企画室長 副部長の高橋でございます。4の平成31(2019)年度の主要事業について説明をさせていただきます。資料の方は、4を御覧いただきたいと思います。

す。失礼して座って説明をさせていただきます。

資料4でございます。当部の来年度の主要事業ということでございますが、まず予算額につきましてはこの表のとおりでございます。当初案に計上しております額が1,394億9,000万円余ということで、前年度に比べますと43億ほど増となっております。その主な理由といたしましては、幼児教育、保育の無償化に対応する分、あるいはみたけ学園の後継施設の整備に要する経費等の増が主なものでございます。

当初予算額のうち震災対応分につきましては24億4,000万円ということで、被災した保育所等の復旧事業が完了したといったようなこともございまして、13億3,000万円ほど減となっているものでございます。

以下、主要事業ということで新規の取組を中心に、簡単ではございますが、説明させていただきます。復興推進関係ということで、暮らしの再建の関係でございけれども、1の生活・雇用、この部分での④、生活の安定というところでは、1つ目の障がい福祉サービスから介護保険サービス、それから後期高齢者医療、国民健康保険といったようなところは、2019年の12月まで利用者の負担金について免除する方向性を示しておりましたので、それに要する経費を計上したものでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。2番の保健・医療・福祉の部分でございますけれども、資料2ページの一番下から2つ目、被災児童対策事業費、それから一番下の被災地こころのケア対策事業費につきましては、被災者あるいは被災児童の心のケアのために、いわてこどもケアセンター、それから岩手県こころのケアセンターを継続して運営していく経費でございます。

3ページの方に移っていただきまして、4番の地域コミュニティの部分では、1つ目の生活福祉資金貸付事業推進費補助ということの中に、応急仮設住宅あるいは災害公営住宅等において、必要な見守りを行う生活支援相談員の配置に要する経費も計上しているものでございます。

駆け足で恐縮です。4ページの方を御覧いただきたいと思います。ここからは政策推進関係ということで、当初の部長の御挨拶にもありましたとおり、現在に向けて策定を進めております次期総合計画、いわて県民計画（2019～2028）のところで、今回は県民一人一人の幸福に着目した政策分野ということで整理をしておりましたので、それを推進する予算ということで、その項目に従ったものとなっております。

当部の関係でいいますと、政策分野の一つが健康・余暇という部分で、1―①で生涯を通

じた健康づくりというもので取り組むこととしております。

上から6つ目でございますが、医療等ビッグデータ利活用推進費ということで、健康・医療・介護のデータを活用した健康増進の取組を推進するため、来年度はデータ連携基盤の整備などを図る予定としております。

その次の受動喫煙対策促進費につきましては、法律の改正などがございまして、受動喫煙の防止を進めるために、正しい知識の普及啓発と活動を拡大しようとするものでございます。

5ページの方に移っていただきまして、そのほかこころの健康づくりでありますとか、1—③、自殺対策については、引き続き取組を進めるための予算を計上しているものでございます。

取組の2つ目が医療関係、《I》の2では医療関係でございまして、①、医療を担う人づくり、それから次のページに参りまして、②が質の高い医療が受けられる体制の整備ということで、がん、救急、周産期等々についての取組を進めることとしております。

7ページの方に移っていただきまして、上から2つ目、アドバンスケアプランニング普及啓発事業費につきましては、患者を主体とした話し合いによる医療やケアについて、患者自身の意思決定を支援するアドバンスケアプランニングというものを普及啓発していく経費を計上しているものでございます。

2つ飛んでいただきまして、在宅医療人材育成基盤整備事業費におきましては、新たにオーラルフレイルへの対応ができる専門的人材育成研修等を実施しようとしていくものでございます。

3番が福祉関係ということになり、《I》の3が福祉関係で、①が福祉コミュニティづくり、それからページをおめぐりいただきまして、②番、セーフティネットの整備ということで取組を進めてまいります。

③が地域包括ケアの関係でございます。下から2つ目、介護予防市町村支援事業費におきましては、新たに市町村が開催いたします自立支援型地域ケア個別会議へのリハビリテーションなどの専門職の派遣手順を策定いたしまして、地域ケア会議の強化を図ろうとする経費を計上しております。

9ページに移っていただきまして、④が介護の関係ということで、2つ目の介護人材マッチング支援事業費では、新たに離職した方の再就職のための情報交換の場、介護カフェみたいな形で開催しようとする経費を計上しております。

また、2つ飛んでいただきまして、外国人介護人材受入支援費ということで、外国人介護

人材に関する理解の促進を図るセミナーを開催する予定でございますということとしております。

また、次の介護従事者確保事業費補助におきましては、新たに合同入職式というものを開催しようということで、それに対する経費を補助することによって、介護職員の定着や意識の向上を図ろうということで計上するものでございます。

3—⑤は、障がい者の関係でございます。下から2つ目でございますが、てしろもりの丘整備事業費、老朽化が著しいみたけ学園、みたけの園の移転新築のため、盛岡市手代森地区に新施設であるてしろもりの丘を整備しようとするものでございます。

10ページをお開き願います。3—⑥が障がい者の社会参加、⑦が福祉人材の育成・確保ということで、それぞれ取組を進める予算を計上してございます。

政策分野の大きな2つ目、家族・子育てにつきましては、6—①ということで、結婚・家庭・子育てに希望が持てる環境づくりを進めるということで、これの上から4つ目、いわての子育て相談支援事業費ということで、新たにSNSを利用した子育て相談を試行的に実施していこうという経費を計上してございます。

②が安全・安心な出産環境ということで、11ページの方に移っていただきまして、上から5つ目、いわての妊産婦包括支援促進事業費は、市町村が設置します子育て世代包括支援センターにおきまして妊婦訪問をしていただくのですが、それに要する経費の一部を補助しようとする予算でございます。

③が子育て家庭への支援でございます。1つ目の施設型給付費等負担金は、保育所等の運営に要する経費の負担ですが、無償化対応分も含めたものの分でございます。

その次の子ども・子育て支援事業費は、その無償化に対応して市町村が行うシステム改修等について助成をする経費でございます。

2つ飛んでいただきまして、保育士確保・保育所等受入促進モデル事業費でございますが、これは年度途中の保育ニーズに対応するため、施設型給付費の支給が行われない期間において、保育士雇い上げをする経費について助成をしようとする予算でございます。

恐れ入ります。12ページをお開き願います。④が子どもが健やかに成長できる環境の整備ということで、2つ目、ひとり親家庭等セルフサポート事業費は、新たにファイナンシャルプランナーによる家計支援を実施しようとする経費を計上してございます。

その次の子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業費におきましては、これも新たに子ども食堂など、地域における子供の居場所づくりを経済的に支援する経費を計上してご

ざいます。

1つ飛びまして、児童相談所整備事業費につきましては、老朽化、狭隘化が著しい宮古児童相談所を新築整備しようということで、来年度は設計を実施する経費を計上しているものでございます。

⑤が障がい児の関係でございまして、1つ目、重症心身障がい児（者）等支援事業費におきましては、新たに医療的ケア児のコーディネーター養成研修の実施をする経費を計上しております。

13ページの方でございますが、そのほか9—②ということで、ワーク・ライフ・バランスの関係でありますとか、③、いきいきと働き続けるための健康づくりといったようなところにつきましても、いろいろ事業を考えているものでございます。

政策項目の施策分野のV番、安全におきましては、28—①ということで、地域の防犯意識ということで、地域再犯防止推進モデル事業費を計上しております。更生保護に係る関係団体等との連携体制を構築して、犯罪をした者の支援ニーズを踏まえた具体的な支援をモデル的に実施していこうという経費でございます。

そのほかの30—①ということで、感染症の対策などを計上しているものでございます。

最後は、14ページから15ページでございますが、政策分野の仕事・収入、参画というようなところにも、それぞれ当部の関係の予算を計上しているものでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○長山委員長 ありがとうございます。かなり広範囲な、きめ細かい内容が記載されてございます。今の説明で何か御質問等ありましたらお願いいたします。

熊谷さん。

○熊谷委員 1点御検討いただきたいことがあります。介護従事者確保事業費補助の中で、5月に介護保険施設等の合同入職式をやると思っています。私のところは、児童、障がい、保育ということでありまして、介護員のみならず、保育士も障がい者施設でも本当に求人票を出しても集まりません。そういった中で、同一の法人で高齢者施設や保育園を運営しているところもあります。例えば今年3月に卒業して就職する者があったとして、介護保険施設に就職した者は合同入職式には出られるけれども、やっと見つけた保育士あるいは障がい者施設の同期の職員は全く除外されるということで、同じ福祉職員なので、経営協のこの間役員会だったのですが、できればやっと見つけた介護員あるいは保育士たちを同じ並列で公平に見ていただけないものかということをちょっと御検討いただければと思います。

○長山委員長 今回の御提言に対して事務局の方はいかがでしょうか。

○近藤長寿社会課総括課長 長寿社会課の近藤と申します。いつもお世話になっています。

ただいま熊谷委員さんから御提言いただきました。合同入職式でございますけれども、今県の社会福祉協議会、高齢者福祉協議会さんの方と来年度初めの実施に向けて調整しているところでございますけれども、財源的なところで介護の関係の基金を財源としているものですから、とりあえず今回は第1回目ということでもありますので、高齢者福祉施設の方々を対象に実施させていただきたいと考えております。この財源は使えないわけですが、来年度以降にでも財源の確保ができるのであれば、人材不足が喫緊の課題というのは福祉分野、広くどの職にも共通してございますので、高齢者福祉施設以外の施設の参加について、約束しかねるところではありますが、検討はさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○長山委員長 よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

そのほか何か御質問等ありますでしょうか。はい、どうぞ。

○藤井委員 障がい者スポーツ協会を立ち上げて、障がい者のスポーツ、そちらの方に全て移管した形にはなっておりますが、福祉の関係から見ると障がい者のスポーツはリハビリから始まっております。リハビリにかかわる問題、それからこれは障がい者に限らず、高齢者もそうだと思うのです。

実は、私、花巻に帰ると老人対応の方の仕事もやっておりますが、長寿健康福祉事業団というのですか、あそこの事業費が、75歳以上の高齢者がスポーツに参加したときの経費については、一定限度、後から見るよという制度があつて、そちらからの助成金をいただいておりますが、そういう文化スポーツ部はできたものの、県保健福祉部として高齢者が脳卒中にならないようにするとか、肥満にならないようにしようとかというふうな取組がありますが、ならないためにやっぱりスポーツの持っている意味というのは大きいと思うのです。これは、スポーツ協会、文化スポーツ部の課題ではないと思うのです。そういうのが、私の見た範囲では、特にどういうふうになっているかわかりませんでした。今日は、後でゆっくりお話を聞かせていただければなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○長山委員長 ありがとうございました。今答えられることはございますか。

○近藤長寿社会課総括課長 長寿社会課でございます。高齢者の関係で申しますと、文化スポーツ部の方が主体的にというところがあるのですが、当部としても連携しながらスポーツ振興に取り組んでいます。福祉のサイドとしては、介護予防運動とか、スポーツというより

は通いの場などで介護予防に資する体操をやっていただくというような取組を進めておりますので、そういったところで高齢者の健康の増進につなげたいと思います。

○長山委員長 その程度でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

何か追加ございますか。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 藤井委員おっしゃるとおり、障がい者スポーツの関係ですけれども、文化スポーツ部に移ったわけではありますけれども、委員御指摘のとおり、まさにリハビリ部門については、現在も保健福祉部の所管でございますし、当障がい保健福祉課においても所管しておりますので、リハビリして元気になって、また障がい者スポーツに参画するといったような、そういった流れがつかれるように業務の上でも連携をしていきたいというふうに考えております。

○長山委員長 よろしゅうございましょうか。

そのほか何かございますでしょうか。

(「なし」の声)

○長山委員長 よろしゅうございますか。

これまで報告事項、何個かございました。あのときちょっと質問しそびれた、あるいは提言しそびれたという部分がありましたら、この際出していただければと思いますが。よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声)

○長山委員長 ありがとうございます。

6 その他

○長山委員長 続いて、その他でございますけれども、何か事務局からありますか。

○中野保健福祉企画室企画課長 事務局の方からは特にございません。

○長山委員長 委員の皆様方、その他で何かございますでしょうか。

(「なし」の声)

○長山委員長 それでは、会議を終結したいと思います。

これもちまして会議の進行役は終了いたします。活発な御提言、御意見ありがとうございました。感謝申し上げます、座長等の役割を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

7 閉 会

○中野保健福祉企画室企画課長 長山委員長、どうもありがとうございました。

これをもちまして岩手県社会福祉審議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたり御審議いただき、まことにありがとうございました。